

都道府県・指定都市教育委員会からの主な質問一覧（事前質問票）

※ 会議当日、文部科学省から回答させていただきます。

1. 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

Q1. 学びの場の判断基準について、教えてほしい。（例えば、自閉症・情緒障害学級、発達通級指導教室、通常の学級の判断基準の違い）

Q2. 特別支援学校への就学について、総合的判断の大前提として、「障害の程度が学校教育法施行令 22 条の 3 に該当する」ことが必要か。特別支援学級、通級による指導の対象となる子供についても、特別支援学校に就学可能か。

Q3. 障害等の大きな状態変化がないケースについても、年度途中の転学も可能か。

Q4. 例えば、知的障害の子供が強度行動障害を併有し、適応障害の診断を受けている場合、病弱との重複障害として認定することは可能か。

Q5. 都道府県教育委員会として市区町村教育委員会による判断の客観性を確保するためにできることは何か。

Q6. 療育手帳と学校教育法施行令第 22 条の 3 の関係性は。（背景：療育手帳がない者の学びの場として、知的障害特別支援学校や知的障害特別支援学級が安易に決定される事例が見られる。）

Q7. 第 3 章 5（4）①「例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、週当たり 8 単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべきである。」の趣旨は何か。

Q8. 「市区町村ごとに、就学先についての判断や考え方にばらつきがある状況」とは、具体的にどのような状況を指しているのか。

Q9. 保護者の意向と、教育支援委員会等、第三者の意見が異なる場合、保護者に説明した上であれば、保護者の意向と異なる判断を市区町村教育委員会ができるのか。

Q10. 「教育的ニーズ」とは。(市区町村に判りやすく説明したいので簡潔に教えてほしい。)

Q11. 医療的ケア児等医療情報共有システム (MEIS) の活用事例を教えてほしい。

2. 教員研修による人材育成、免許法認定講習による専門性向上について

Q12. 教員免許状更新制の廃止を受け、今後教員免許状更新講習に代わる研修が自治体に任せられることになるのか。

Q13. 教員研修による人材育成についての他県の取組を知りたい。

Q14. オンライン研修が推進されていく中、ICT関係の研修を増やさなければならないのか。

Q15. 教育職員免許法附則第 15 項の今後の展望について教えてほしい。

Q16. 免許法認定講習は今後も継続されるのか。実施事例、準備の流れ、課題について聞きたい。

Q17. 免許法認定講習を実施する際の予算措置はあるのか。今後の展望は。

Q18. 今後、国として、特別支援学級教員免許状や発達障害領域に係る教員免許状を新設する予定はあるか。

Q19. 特別支援学校教諭免許状保有者へのインセンティブの付与について、今後の展望は。

Q20. 初任者研修について、夏季休業期間に実施するなど、可能な限り参加者を増やすための工夫・事例はあるか。

3. 人事交流による人材育成について

Q21. 通級による指導の担当や特別支援教育コーディネーターを担える高等学校の教員が増えるよう、計画的な人事交流と人材育成を行っている事例はあるか。

4. その他

Q22. 通級による指導の対象に知的障害を加えることについて、事業を踏まえた今後の展望は。

Q23. 高校における特別支援学級の設置（や自閉・情緒学級等に在籍する生徒の中学校卒業後の学びの場やその後の接続）について、今後の展望は。

Q24. 特別支援学校の教育環境改善について、設置基準の考え方を含めた具体的な改善策やスケジュール等の全体像をお示しいただきたい。

Q25. ICT を活用した教育の質の向上の先進事例を知りたい。

Q26. 特別支援学級や通級による指導の担当者の専門性向上に係る研修資料や手引の作成及び配付、研修機会の提供をお願いしたい。

Q27. 特別支援学校（知的障害）における教育課程の編制について、学習指導要領に定められた目標及び内容を学習するにあたり、あくまでも標準となる（例えば小学部 1・2 年で 1 段階、3・4 年で 2 段階、5・6 年で 3 段階、中学部 3 年間で 2 段階を修了すると仮定した場合）時間数の目安等があれば教えてほしい。